定　期　監　査

1　監査実施日及び対象

令和8年　4月28日　会計課
〃　　4月30日　都市計画課、住宅営繕課、交通政策課、
監査委員事務局・公平委員会
〃　　5月26日　道路・河川課、公園緑地課、まちづくり政策室、
農林振興課・農業委員会、環境業務課
〃　　6月29日　税務課、国民健康保険課、医療年金課、
商工観光課、環境政策室

2　監査の方法

監査実施日の前々月末までに執行された令和7年度分（必要に応じて過年度分含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうかに重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員から、必要に応じて事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

3　監査の結果

監査を実施した各所管に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部事務処理等に不備及び改善・検討を要する事項が見受けられたので、今後留意して事務を進められたい。

監査結果の概要は次のとおりである。ただし、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度担当職員に対して改善・検討を口頭で指導したので、記述は省略した。

（1） 会計課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（2） 都市計画課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（3） 住宅営繕課

【監査の結果】

① 市営住宅使用料の滞納繰越額は減少しているものの、依然として高額であることを懸念する。引き続き「住宅使用料及び駐車場使用料の督促・回収業務のためのマニュアル」に従い取組を進める等、滞納繰越額の減少に向けて一層努力されたい。

【令和６年度定期監査に対する措置状況】

① 市営住宅使用料の滞納繰越額について増加抑制が認められるが、滞納額の多い者への対応を強化されたい。

講じた措置：昨年度に引き続き建設交通部内で滞納者個別対応会議を毎月実施し、納付が滞っている者への対応について検討をした。その結果、令和７年度は連帯保証人への通知予告を１件、連帯保証人への通知を３件、連帯保証人への請求を２件実施、また、悪質な滞納者に対する法的措置として支払督促を１件、仮執行宣言を １件、強制執行を１件実施し、滞納額増加の抑制に繋がった。

（4） 交通政策課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（5） 監査委員事務局（公平委員会含む）

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（6） 道路･河川課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（7） 公園緑地課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（8） まちづくり政策室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（9） 農林振興課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（10） 農業委員会

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（11） 環境業務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（12） 税務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（13） 国民健康保険課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（14） 医療年金課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（15） 商工観光課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（16） 環境政策室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。